

平成18年(ソラ)第10268号 文書提出命令却下決定に対する即時抗告申立事件

抗告人 ラムリ ナイム 外18名

被抗告人 日本国, 国際協力銀行

## 抗告理由書(1)

2006年6月30日

東京高等裁判所 御中

抗告人ら訴訟代理人

弁護士 浅野史生

弁護士 稲森幸一

弁護士 大口昭彦

弁護士 奥村秀二

弁護士 籠橋隆明

弁護士 河村健夫

弁護士 古川美

### 記

#### 第1 原決定の内容

- 1 原決定は、抗告人らが申立てた平成17年(モ)第3010号文書提出命令申立事件について、被抗告人日本国に対し、平成9年3月27日付けインドネシア来電第651号及び平成9年4月2日付けインドネシア来電第693号について、その提出を命じたほかは、抗告人の申立を却下した。
- 2 本抗告との関係で、本申立において、抗告人らが提出を求めている文書は以下の通りである。

下記乙号証の各墨塗り部分

乙 B24 2 枚目及び3 枚目に存する墨塗り部分。

乙 B25 2 枚目において、「March 12 impounding works for the plant」に続く墨塗り部分、及び「the economic cooperation on bonafide basis and」に続く墨塗り部分。

丁 B9 号証 2 枚目 3 行目から 8 行目にかけての墨塗り部分。

1997年3月12日以降において、本件ダム of 湛水に関する事項が記載された外務省と在インドネシア日本大使館との間の文書(但し既に既に提出済みの文書は除く)

1997年3月12日以降において、本件ダム of 湛水に関する事項が記載された日本政府機関とインドネシア政府機関との間の文書(但し既に既に提出済みの文書は除く)

1997年3月12日以降において、本件ダム of 湛水に関する事項が記載されたJBIC(OECF)本部と同ジャカルタ事務所との間の文書(但し既に既に提出済みの文書は除く)

1997年3月12日以降において、本件ダム of 湛水に関する事項が記載されたJBIC(OECF)とインドネシア政府機関との間の文書(但し既に既に提出済みの文書及び平成9年4月17日付レターは除く)

- 3 原決定は、上記 及び の文書については、民訴法 220 条 4 号口所定の文書に該当する旨の監督官庁の意見について、相当の理由があると認めるに足りないということとはできないと判断した。

原決定は、原告人らが被告国日本国(以下日本国という)に対し提出を求めた文書の内、上記 文書に関し、監督官庁が保有を自認した 1 項記載の 2 文書についてその提出を認めた外は、上記 2 文書以外に、上記 に該当する文書が存在し、それを日本国が所持していることの証明がないとしてその申立を却下した。同様に、原決定は、上記 文書については、これが存在し、日本国がこれを所持していることの証明がないとしてその申立を却下した。

原決定は、原告人らが被告国国際協力銀行(以下 JBIC という)に対し提出を求めた文書の内、上記 文書については、これが存在し、JBIC がこれを所持していることの証明がないとしてその申立を却下した。同様に、原決定は、上記 文書については、存在が伺われる平成9年4月17日付レター以外は、これが存在し、JBIC がこれを所持していることの証明がないとしてその申立を却下した。

- 4 本原告理由書では、上記原決定に対し、以下の点について反論する。

まず、原決定は、文書の表示において誤記があるのでこれを指摘する。

次に、原審における審理に鑑み、上記 及び 文書(以下本件 文書という)に関する原決定の判断には明らかな誤りがあり、これらの文書の存在及び JBIC の所持は明らかである。

本原告理由書では上記 2 点についてのみ論じ、その余の原告理由については、追って別書面において提出する。

## 第2 原決定における「文書の表示」の誤り

原決定は、「第1 文書の表示」において、上記 文書について、

「6 平成9年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された相手方 JBIC 本部とインドネシア政府機関との間の文書（但し既に既に提出済みの文書は除く）」

と記載している。

しかしながら、抗告人らが提出を求めた文書は、申立書に記載したとおり、

「1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された JBIC (OECD) とインドネシア政府機関との間の文書（但し既に既に提出済みの文書は除く）」

である。相違点は、「相手方 JBIC 本部とインドネシア政府機関との間の文書」に限定していない点である。原決定の誤記と思料する。

## 第3 本件 書面の存在

1 第1に述べたとおり、原決定は、本件 文書については、平成9年4月17日付レター以外は存在の証明がないと判断したが、これは明らかに誤りである。

この点について、原審における本件 文書に関する JBIC との間の主張状況を整理しその理由を述べる。

2 抗告人らは、JBIC に対し、2005年（平成17年）3月10日付文書提出命令申立書において、本件 文書の提出命令を求めた。

これに対し、JBIC は、平成17年4月28日付意見書において、抗告人らが提出を求めた本件 文書について、まず、「第1 意見の趣旨」において、「湛水 及び同文書については、被告 JBIC はそもそもそのような文書を所持していないことから、文書提出命令の申立の前提を欠き、その申立は同様に却下されるべきである。その理由は下記第4に詳述する。」（同意見書4頁）と主張し、「第4 湛水 及び同 文書は存在しないこと」において、以下の通り主張した。

「原告らは、要するに被告 JBIC が本件ダムの湛水再開について承認したことを推測させる文書の提出命令を申し立てていると解され、その文書は十分特定されていると考えられることから、湛水 及び同 文書に関して文書特定手続きを利用する必要はないと思料する。

然るに、上記第2の1において述べたとおり、被告 JBIC は本件ダムの湛水開始ないし再開について一環として抗議していたことは明らかであり、かかる事実からすれば、被告 JBIC が本件ダムの湛水再開について承認ないし事実上承認したことを推測させるような文書が存在しないことは明白である。したがって、被告 JBIC は原告らが主張するような湛水 及び同 文書を所有していないことから、この点からも原告らの文書提出命令の申立はその前提を欠き、直ちに本件申立を却下すべ

きである。」(同意見書 10 頁)

この JBIC 主張については、抗告人らが提出を求めた文書の範囲を、JBIC が勝手に「JBIC が本件ダム湛水の再開について承認したことを推測させる文書」とであると縮減し、そのような文書は存在せず、所持していないと主張しているものと理解されたため、抗告人らは、原審 2005 年(平成 17 年)6 月 7 日付意見書 10 頁において、以下の通り反論した。

「1 JBIC は、原告らが湛水再開過程について提出を求めている 及び の文書(1997 年 3 月 12 日以降の、本件ダム湛水に関する事項が記載された、JBIC 本部とジャカルタ事務所との間、及び JBIC とインドネシア政府機関との間の文書)について、原告らが提出を求めている文書は、本件ダムの湛水再開について JBIC が承認ないし事実上承認したことを推測させる文書であると限定し、しかもその文書に該当するかどうかを JBIC が判断して、そのような文書は存在しないとしている(JBIC 意見書 10 頁)。

2 しかしながら、原告らは、「本件ダムの湛水再開について JBIC が承認ないし事実上承認したことを推測させる文書」という限定した趣旨の文書提出を求めているものではない。原告らが求めている文書は、1997 年 3 月 12 日以降において、本件ダム湛水に関する事項が記載された、JBIC 本部とジャカルタ事務所との間、及び JBIC とインドネシア政府機関との間の文書である。

特に事実上の承認は、具体的事実経緯を踏まえて判断されるものであり、その存否については、具体的事実経緯を踏まえて原告が主張し、最終的には JBIC の反論を踏まえて裁判所が判断するものである。JBIC が勝手に判断してよいものではない。

よって、JBIC は、原告が提出を求める文書を勝手に限定せず、湛水再開過程に関する 及び の文書を提出すべきである。」

3 そして、この点について、平成 17 年 7 月 7 日の進行協議期日において、以下の通りのやりとりがあった。

まず、裁判所より、文書提出命令については、次回期日までに判断する見通しであるという説明があった。これに対し、原告代理人は、裁判所に対し、平成 17 年(モ)第 3010 号事件において申し立てていた文書特定手続についてはどうなるのかと確認したところ、その点も含めて次回までに判断する見通しであるという説明があった。

そこで、原告代理人から、JBIC 代理人に対し、「JBIC が本件ダムの湛水再開について承認したことを推測させる文書」という限定された趣旨ではない文書であれば、湛水再開過程に関する文書は存在するのかと聞いたところ、JBIC 代理人は存すると回答した。これに対し裁判所から JBIC 代理人に対し存在するのであれば提出できないのかという質問があった。これに対し、JBIC 代理人からは任意には提出できないという回答がなされた。

裁判所からはさらに提出できない理由について質問があり、JBIC 代理人は、「代理人

において読んだところでは公開できない事項が記載されている」という回答があった。そこで、裁判所からは JBIC に対し、この点に関し至急意見書を提出するようにという指示があった。

そして、以上の経緯は、同日の進行協議期日経過表において、「被告国際協力銀行：湛水に関してやりとりした文書はあるが、当方としては提出することは考えていない」、「裁判長：それについては、被告国際協力銀行は、早急に意見書を提出してもらいたい」という記載として、簡易にであるが記録されている。

- 4 以上より、平成9年4月17日付レター以外にも、抗告人らが提出を求めた本件文書（JBIC が勝手に主張しているように、「JBIC が本件ダムの湛水再開について承認したことを推測させる文書」という限定した趣旨のものではない）が存在し、これを JBIC が所持していることは、JBIC が自認しており明白である。

#### 第4 結論

冒頭で述べたとおり、本抗告理由書においては、平成17年（モ）第3010号事件についてなされた原決定の内、文書の表示部分の誤記を指摘し、本件 文書に関する部分について抗告理由を述べるものである。

そして、本書面第3で述べたところより、原決定が、本件 文書について、平成9年4月17日付レター以外はこれが存在し JBIC が所持していることの証明がないと判断したことが誤りであることは明白である。

JBIC が自認しているとおり、本件 文書は存在し、JBIC はこれらを所持しているのである。

したがって、本件 文書に関する原決定の判断に取消事由があることは明白であり、原決定は直ちに取消されるべきである。

以 上